

# 令和３年度財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第１９９条第７項の規定により令和３年度の財政援助団体等監査について能代市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

## １ 監査の対象

令和３年度財政援助団体等に関する監査の対象を下記のとおりとした。

### （１）監査の対象とした補助金（令和２年度交付分）

| No | 所管課          | 補助金の名称                   | 財政援助団体の名称           |
|----|--------------|--------------------------|---------------------|
| 1  | 総合政策課        | 出会い創出事業補助金               | 二ツ井町商工会青年部          |
| 2  | 市民活力推進課      | 秋田ノーザンハピネッツホームゲーム能代開催補助金 | 秋田ノーザンハピネッツ株式会社     |
| 3  | 福祉課          | 能代市民生委員児童委員協議会研修費補助金     | 能代市民生委員児童委員協議会      |
| 4  | 商工労働課        | 工場等改修事業費補助金              | 株式会社平和台ドレス二ツ井工場     |
| 5  | 観光振興課        | 大館能代空港利用促進二次アクセス補助金      | 大館能代空港利用促進能代山本地域協議会 |
| 6  | 農業振興課        | 6次産業化推進事業費補助金            | 合同会社SUN農園           |
| 7  | 水道課          | 簡易水道等施設整備費補助金            | 外割田小規模水道組合          |
| 8  | 学校教育課        | 能代山本中学校体育連盟補助金           | 能代山本中学校体育連盟         |
| 9  | 生涯学習・スポーツ振興課 | 社会教育関係団体事業活動費補助金         | 能代市連合婦人会            |
| 10 | 生涯学習・スポーツ振興課 | 切石ファミリーグレンデ運営費補助金        | 特定非営利活動法人スポカルきみまち   |

### （２）監査の対象とした指定管理施設

| No | 所管課          | 指定管理施設の名称            | 指定管理者の名称           |
|----|--------------|----------------------|--------------------|
| 1  | 生涯学習・スポーツ振興課 | ソフトボール場第一・第二落合テニスコート | 特定非営利活動法人能代市体育協会   |
| 2  | 生涯学習・スポーツ振興課 | 能代市中央公民館<br>能代市文化会館  | 特定非営利活動法人能代市芸術文化協会 |

## 2 監査の期間

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 補助金監査       | 令和3年8月23日から令和4年1月28日まで  |
| 補助金交付団体実地監査 | 令和3年11月17日              |
| 指定管理簿冊等監査   | 令和3年10月18日から令和4年1月28日まで |
| 指定管理施設実地監査  | 令和3年11月17日              |

## 3 監査の範囲及び着眼点

今年度の財政援助団体等監査は、監査の対象とした財政援助団体等の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われているかを主眼とし、次の事項について監査を実施した。

### (1) 補助金について

- ①補助対象や金額の算定基準は要綱等により明確になっているか。
- ②実績報告書のほか、帳簿、領収書、通帳等により履行確認が行われているか。
- ③補助金の使途は適切か。
- ④出納関係帳票や領収書等の証拠書類の整備は適正に行われているか。
- ⑤補助金で購入した備品等の管理は適正か。

### (2) 指定管理施設について

- ①消防計画、危機管理マニュアル等に基づき安全性の確保が図られているか。
- ②現金の取扱い、保管状況は適切か。
- ③施設、設備の管理（点検、修繕等）が適切に行われているか。
- ④指定管理者からの報告、指定管理者への指導等のほか、経費の負担区分等について基本協定書に基づいた取扱いになっているか。
- ⑤能代市指定管理施設実地調査マニュアルに基づく所管課の実地調査の状況について適切に行われているか。
- ⑥それぞれの施設の性格、状況に応じて適切に状況把握が行われているか。また、必要な対策が講じられているか。

## 4 監査の実施内容

監査の対象とした団体等の事業及び補助金等の執行状況について、提出を求めた監査資料を確認するとともに、次の方法により監査を実施した。

### (1) 補助金について

各団体及び所管課から提出された関係諸帳簿等を調査・照合し、必要に応じて関係者へ聞き取りを行ったほか、対象から抽出した一部の団体において補助金で整備した設備等の管理状況や、出納関係帳票等の整備の状況について実地にて監査を実施した。

### (2) 指定管理施設について

対象施設ごとに利用状況、使用許可等の取扱い、所管課における実地調査の状況について関係簿冊等を調査し、必要に応じて関係職員へ聞き取りを行った。また、施設管理及び現金の取扱い、保管状況等について関係者へ聞き取りを行い、実地にて監査を実施した。

## 5 監査の結果

監査の結果、補助金及び指定管理施設に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、改善措置を検討することが望ましいと認めるもの及び意見等の中で重要と思われるものは次のとおりである。その他の軽微な誤り等については、講評の際に、改善及び職員への周知を要望したので記述は省略した。

今回、監査対象となっていない補助金及び指定管理施設についても、随時確認を行いながら適正な事務執行に努められたい。

### (1) 補助金

実績報告書に添付されている事業実績書の内容が補助金交付申請時に提出される事業計画書と同じ内容となっているものが見受けられた。実績報告書及び事業実績書は補助対象経費の適正性の確保や、補助事業の目的の達成度を把握するための重要なものであることから関係書類を十分精査し、適正な事務処理とされたい。